

最低制限価格及び調査基準価格の算定方式の改正について

入間市 総務部 管財課

中央公共工事契約制度運用連絡協議会において、平成31年3月28日付けで、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」における調査基準価格の設定範囲の見直しが行われました。

これを踏まえ、本市においても「最低制限価格制度における最低制限価格」及び「低入札価格調査制度における調査基準価格」の設定範囲について、次のとおり改正します。

算定対照表（下線部分が変更となります）

	改正後	改正前
1 算定式	設計金額算出の基礎となった各項目の合計額 ・直接工事費×0.97 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.90 ・一般管理費等×0.55	設計金額算出の基礎となった各項目の合計額 ・直接工事費×0.97 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.90 ・一般管理費等×0.55
2 設定範囲	上記の算定式で得た額が 予定価格の10分の7.5の額 未満のときは予定価格の <u>10分の7.5</u> の額 予定価格の10分の9.2を超えるときは予定価格の <u>10分の9.2</u> の額	上記の算定式で得た額が 予定価格の10分の7の額未満のときは予定価格の10分の7の額 予定価格の10分の9を超えるときは予定価格の10分の9の額
3 適用	令和元年5月1日以降、公告、指名通知を行う案件から適用	